

◆河川堤防を利用している皆様へ◆

- ・堤防の舗装道路は、基本的に河川管理者が点検をするために、設置されているものです。
- ・そのため、原則として一般の車は入ることができないように、規制柵を設置しております。（一般道路と河川管理用通路と両方で使用している区間は別）
- ・堤防の舗装道路は、歩行者や自転車の方々は自由に使用できるようになっております。
- ・しかしながら、河川管理用通路は一般の道路（国道や県道など）の歩道と違い、安全性、快適性を保証できる施設とはなっておりません。
- ・したがって、舗装幅もバラバラ、舗装面も凸凹やひび割れ、夜間の照明もありません。
- ・利用される皆様には、施設の目的を理解いただき、堤防の管理用通路を利用する時は、十分に注意して利用されるようお願いいたします。
- ・また、歩行者も自転車利用者もお互いに相手のことを思いやり、快適、安全に利用いただきますようお願いいたします。